

令和 7 年度
那珂川町水道事業 水質検査計画



那珂川町 上下水道課

令和 7 年 3 月

水質検査計画について

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠なものであり、水道水の水質管理の中核をなすものとなっています。

那珂川町上下水道課では、水道の水質基準改正に伴う水道法施行規則改正によって水質検査計画を策定しました。

水質検査計画の内容

1 水道事業の概要

2 水道原水及び水道水の状況

3 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

(2) 検査項目及び検査頻度

(3) 検査地点

(4) 臨時の水質検査

(5) 水質検査の精度と信頼性の保証

(6) 水質検査計画及び結果の公表

(7) 水質管理において留意すべき事項

4 お客様の声と水質検査

5 水質事故への対応

1 水道事業の概要

那珂川町では、11箇所の浄水施設で浄水処理し、各家庭、事業所に給水しております。浄水施設ごとの概要は、下記のとおりです。

(馬頭地区)

浄水施設名	所在地	水源	施設能力	浄水方式
川崎浄水場	久那瀬 983-3	地下水 (浅・深井戸)	3,360 m ³ /日	塩素消毒
荒沢浄水場	健武 316-1	地下水 (深井戸)	300 m ³ /日	塩素消毒
東部浄水場	大山田下郷 1438-1	地下水 (浅井戸)	1,350 m ³ /日	緩速ろ過 塩素消毒
小砂浄水場	小砂 2989-22	地下水 (浅井戸)	562 m ³ /日	緩速ろ過 塩素消毒
大那地浄水場	大那地 972	地下水 (深井戸)	75 m ³ /日	塩素消毒
矢又浄水場	矢又 3324-11	地下水 (深井戸)	100 m ³ /日	塩素消毒
富山浄水場	富山 903	地下水 (深井戸)	133 m ³ /日	塩素消毒

(小川地区)

浄水施設名	所在地	水源	施設能力	浄水方式
中部浄水場	小川 1051-4	地下水 (深井戸)	1,700 m ³ /日	塩素消毒
北部浄水場	淨法寺 膳棚占有地	地下水 (浅井戸)	399 m ³ /日	塩素消毒
南部浄水場	白久 21	地下水 (浅井戸)	259 m ³ /日	塩素消毒
西部浄水場	三輪 1040-3	地下水 (深井戸)	80 m ³ /日	塩素消毒

川崎浄水場は、地下水（浅井戸・深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

荒沢浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

東部浄水場は、地下水（浅井戸）を水源として、緩速ろ過装置で、ろ過後消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

小砂浄水場は、地下水（浅井戸）を水源として、緩速ろ過装置で、ろ過後消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

大那地浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

矢又浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

富山浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

中部浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

北部浄水場は、地下水（浅井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

南部浄水場は、地下水（浅井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

西部浄水場は、地下水（深井戸）を水源として、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、各家庭、事業所に給水しています。

2 水道原水及び水道水の状況

(1) 原水（浄水場入口の水）の状況

原水の水質は良好であるが、水源地域に農地やゴルフ場が存在する地域については、有機物汚染や農薬について監視していく必要があります。

(2) 水道水の状況

水道水は水質基準を全て満たしており、お客様に安全で良質な水をお届けしています。

3 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

上水道の水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、那珂川町の水質検査の基本計画を策定しました。

また、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による水道水への影響と安全性の確認のため、水道水の放射性物質濃度測定を実施します。

- ① 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、各浄水場の入り口（原水）とします。
- ② 検査項目は、水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目は、過去の検査結果及び、水源の汚染状況等を考慮し、検査頻度の減及び省略可能項目についても検討を行い、効果的な水質検査を行いますが、水道水の安全性を保障するため、1年に1回は全項目検査（51項目）を行います。また、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目（27項目）及びクリプトスボリジウム関連項目を行います。また、放射性物質濃度測定は、放射性セシウム（セシウム134およびセシウム137）について行います。
- ③ 原水の検査として、消毒副生成物を除いた39項目を年1回行います。

(2) 検査項目及び検査頻度

① 毎日検査

水道法に基づき、色・濁り・消毒の残留効果に関する検査を1日1回各浄水場における給水栓（11箇所）にて行います。

② 毎月検査

1ヶ月に1回、各浄水場における給水栓（11箇所）において、水質変化の指標となる9項目について水質検査を行います。

③ 省略不可能項目検査（水質基準項目）

3ヶ月に1回、各浄水場における給水栓（11箇所）において、省略不可能項目27項目についての水質検査を行います。そのうち1回は、全項目検査51項目を行います。

④ 自主検査

水質の状態を把握し安全な水道水の供給のため、水質管理目標設定項目の検査を5月と7月に行います。

⑤ 原水の検査

水質管理上必要である原水についても、1年に1回の全項目検査（39項目）を行います。

⑥ 放射性物質濃度測定は、3ヶ月に1回行います。

⑦ P F A S（P F O S 及びP F O A）の検査

1年に1回、各浄水場（11箇所）にて原水による検査を行います。

(3) 検査地点

① 毎日検査については、11箇所の給水栓（蛇口）で行います。

② 水質管理上必要である原水については、各浄水場の着水井にて採水し水質検査を行います。

(4) 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 净水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他必要があると認められるとき。

(5) 水質検査の精度と信頼性の保証

- ① 毎日検査については、町から委託を受けた業務委託受託者が行います。
- ② 水質基準項目等の検査（採水、水質検査、成績書の発行までの業務）は国土交通省・環境省登録検査機関（水道法20条の2登録機関）から委託先を選定し委託します。
- ③ 緊急時の水質検査についても委託検査機関が対応します。

(6) 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、那珂川町のホームページで公表するとともに上下水道課で閲覧できるようにします。

(7) 水質管理において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果をもとに水質の安全性を判定し、評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い水質管理の指標とします。
- ② 管理計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し毎年実施することとします。
- ③ 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れることとします。

4 お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、那珂川町は水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項について町民の皆様からご意見を頂いて、水質管理計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、皆様のご意見をいただければ幸いです。

5 水質事故への対応

常に水道水質の管理を万全な物にするために、栃木県、県北健康福祉センターなどの関係機関との連携も大切です。那珂川町においては、以下のような取り組みに努めます。

① お客様との関係

お客様から寄せられる水質の苦情には的確に対応するよう努めます。

② 県及び町との連携

水質汚染事故が発生した場合は、栃木県、県北健康福祉センター等の連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言をうけ、安全なおいしい水の提供に努めます。

③ 水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、素早く対応できるように、水質検査機関との連携に努めます。

